

機関連携の現状と課題

近畿圏全自治体等アンケート調査からみえるもの

平井 健太郎（大阪弁護士会）

1

巻末資料

資料 第3章-1

生活困窮、県営住宅の家賃滞納

強制退去の日、娘絞殺

きょう千歳地裁で判決

母「相談すればよかった」

毎日新聞 東京朝刊 2015年06月12日

千歳・親子の地裁殺殺：強制退去の日、殺害 生活困窮、県営住宅の家賃滞納
母「相談すればよかった」 きょう地裁で判決

- 198 -

巻末資料

13歳娘絞殺懲役7年

千歳地裁判決「困窮非難できず」

母親自身に置き換え判断

毎日新聞 東京朝刊 2015年06月13日

千歳・親子の13歳娘絞殺：懲役7年「困窮、非難できず」 地裁判決

- 199 -

2

千葉県銚子市母子無理心中事件

- 2007年11月 県営住宅に入居
2012年 1月 **家賃滞納**が始まる
2013年 4月 娘の制服・体操着のためにヤミ金から借入
国民健康保険証の発行を申し出
保険年金課より**生活保護**を勧められるも
申請は行われなかった
2013年 7月 明渡訴訟提起
2013年11月 判決
2014年 9月 **強制執行**当日事件発生

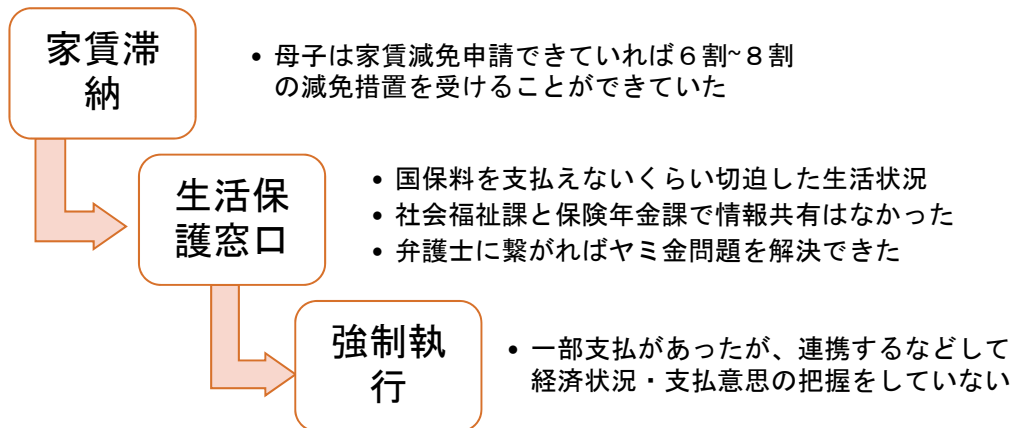
3

問題点

1. 家賃減免制度が活用されていなかった
2. 生活保護申請に至らなかった
3. 母子と面談しないまま強制執行を行った
4. 他機関・弁護士との連携が不十分であった

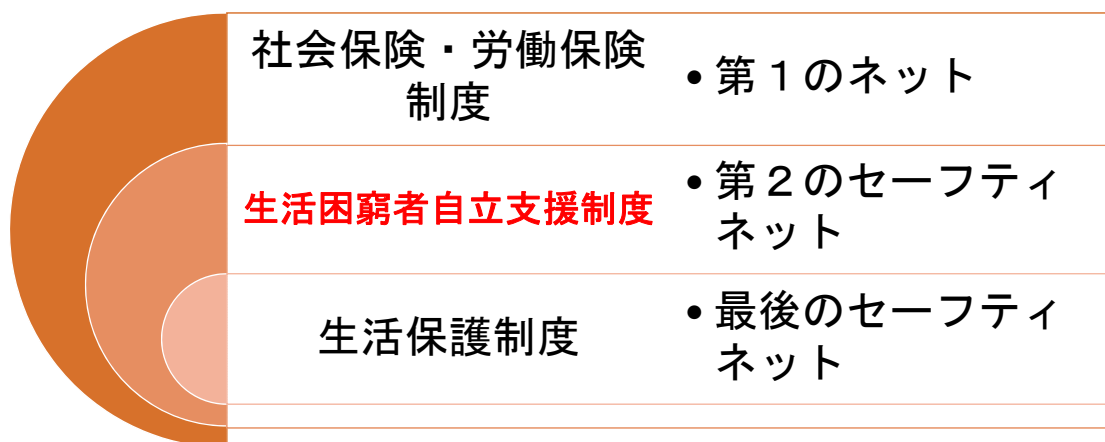
4

支援に結びつくチャンスは複数あった



5

現在の法体系



6

生活困窮者自立支援法の制定・改正

2012年12月 法成立

↓ 2014年4月からモデル事業

2015年 4月 本格施行

↓ 3年を目途として施行状況を勘案し所要の見直し

2018年 6月 改正法成立

7

改正法の内容

1. 社会的孤立の視点

→経済的困窮にとらわれない支援（2条1項）

2. 機関連携の強化

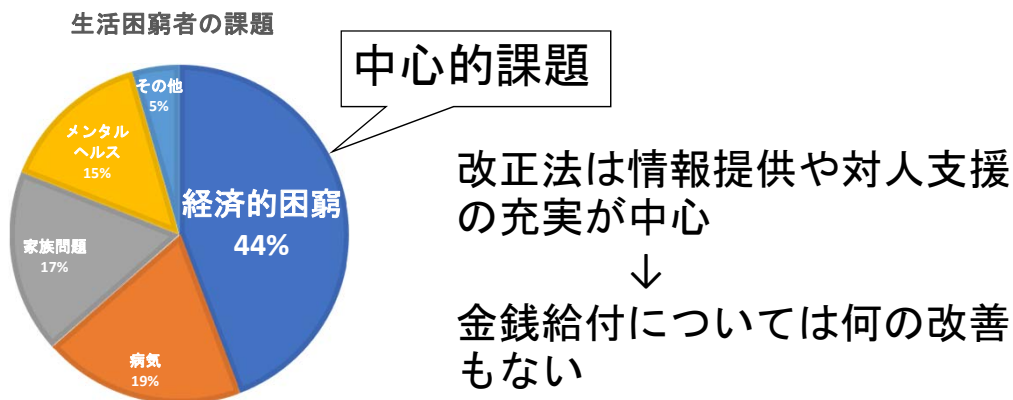
→機関連携・情報共有の進展（2条2項、9条）

3. 広報・情報提供に関する規定の整備

→法律に明記されたこと自体は前進
（4条4項、8条、23条）

8

改正法の残された課題



9

現状を知るためのアンケートを実施

1. 機関連携の強化

→生活困窮部門との連携はどの程度できているか

2. 経済的困窮（金銭給付の改善はない）

→今ある制度は十分に周知・活用されているか

①生活保護部門、②公営住宅部門、③債権管理部門
にアンケートを実施

10

① 生活保護部門との連携

1. 生活保護制度の位置づけ
2. 生活困窮窓口相談のうち生活保護窓口へと繋いだ割合
3. 生活困窮窓口相談員が聞いた・見た相談者の生の声・ケースワーカーの資質・対応

11

生活保護制度の位置づけ

生活困窮改正法
金銭給付改善なし



給付制度として
生活保護へ

12

生活困窮窓口相談のうち 生活保護窓口へと繋いだ割合

自治体毎に大きな隔
たり

• 0.5% ~ 70%

同一自治体内のばら
つき

• 平成27年度と平成29年度を比較して
• 10分の1や半分程度、倍になっている自治体

全体の平均

• 平成27年度 12.8%
• 平成28年度 11.6%
• 平成29年度 10.8%

13

生活困窮窓口相談員が聞いた 相談者の生の声

選挙権がなくな
らと思っている人

自身のプライド
が許さない

家族に知られたくない

保護は嫌なので
他の方法がいい



14

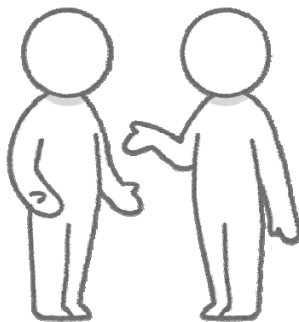
生活困窮窓口相談員が見た 生活保護ケースワーカーの資質・対応

相談もろくに聞か
ずにまずは困窮に
回すことが多い

上から目線で
感情的な対応

社協の貸付を受け
てこいと言われた

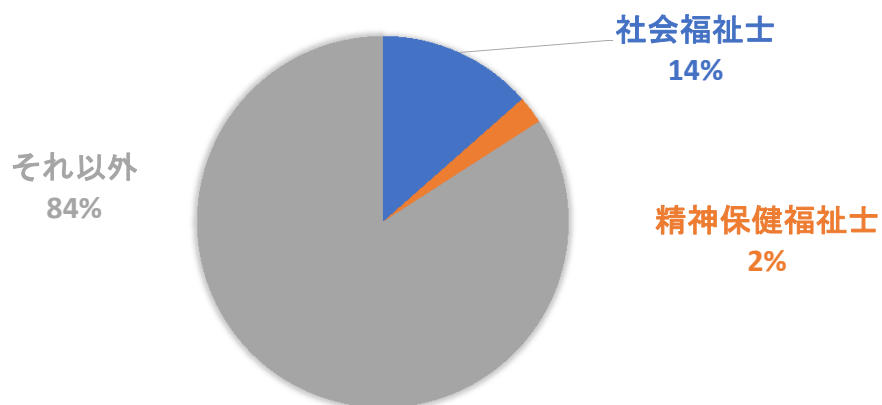
困窮の窓口が訪問
担当になっている
ようじ感じられる



生活支援の経験も
ないまま担当

15

ケースワーカーの専門職割合(全国平均)



16

生活保護部門の提言

1. 生活保護制度に対する誤解と偏見を除去するための啓発・教育・広報
2. ケースワーカーの専門性確保
3. 漏れなく生活保護制度を適用する

17

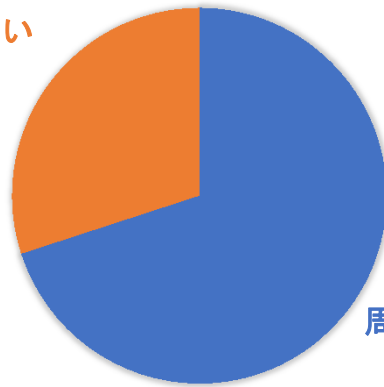
② 公営住宅部門との連携

1. 家賃減免措置の周知方法
2. 減免世帯の対象の把握
3. 福祉部門との連携・その方法

18

家賃減免措置の周知状況

周知していない
30%



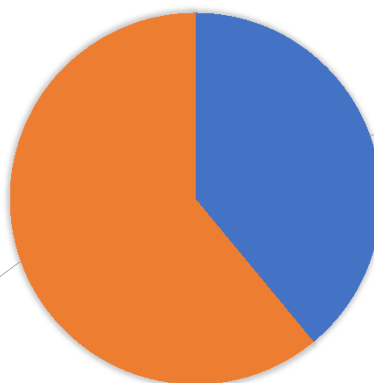
パンフレットの配布
口頭での説明など

周知している
70%

19

減免世帯の対象の把握

把握していない
61%



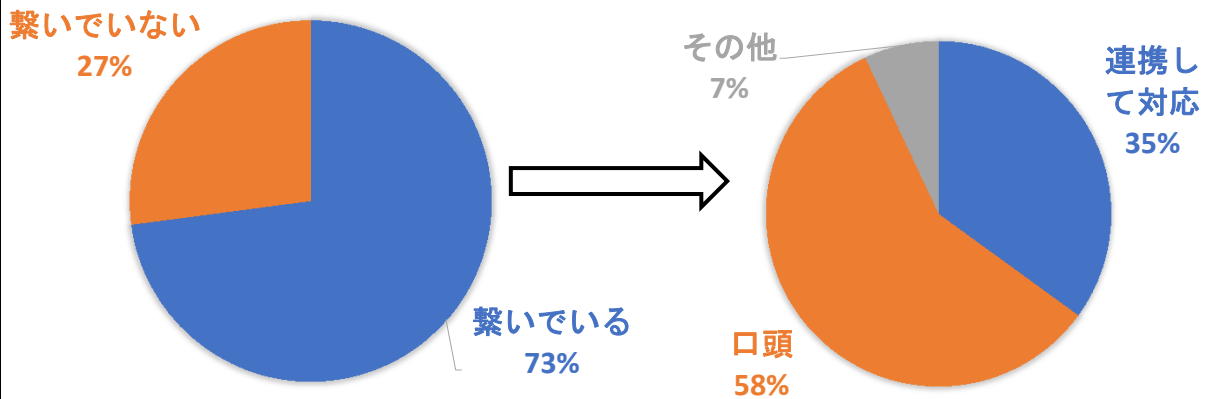
把握している
39%

20

公営住宅部門から福祉部門への連携状況

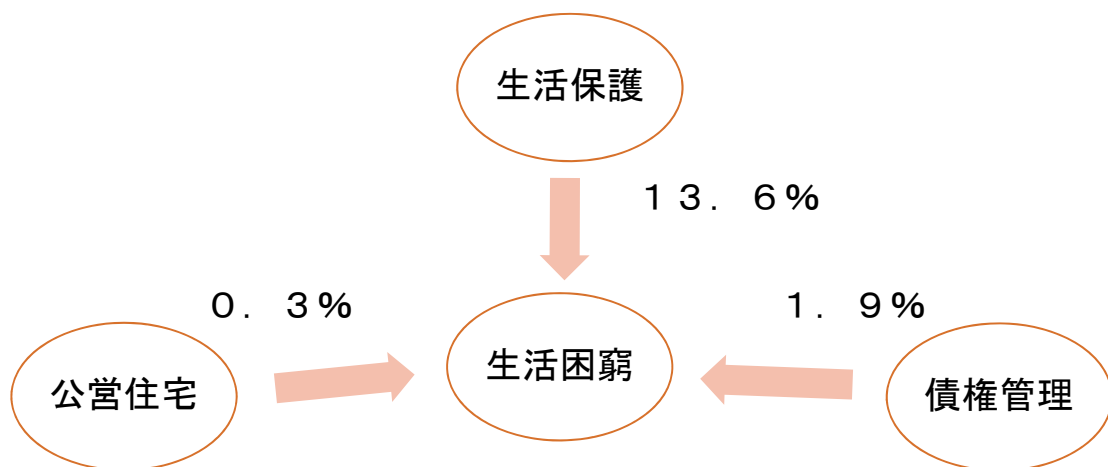
家賃滞納者を生活困窮に繋いでいるか

どのように繋いでいるか



21

各部門から生活困窮への紹介件数



22

公営住宅部門の提言

1. 公営住宅の家賃減免制度の周知徹底
2. 生活困窮部門と連携して生活実態を把握
3. 漏れなく家賃減免制度を適用

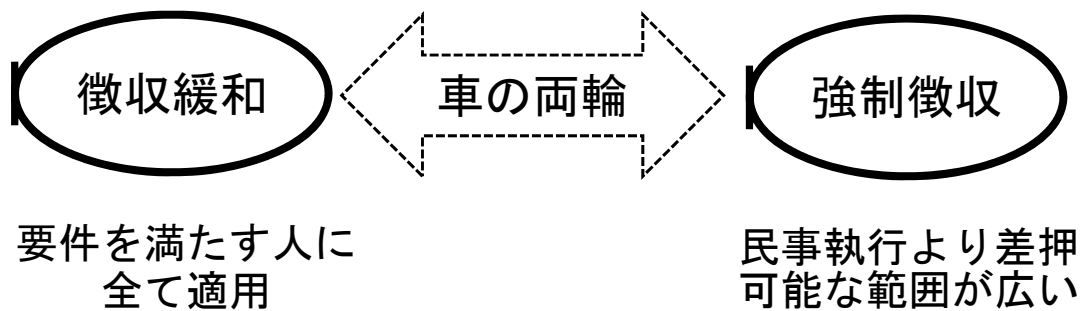
23

③ 債権管理部門

1. 強制徴収と徴収緩和制度の位置づけ
2. 徴収緩和制度の活用状況
3. 生活困窮部門との連携の必要性

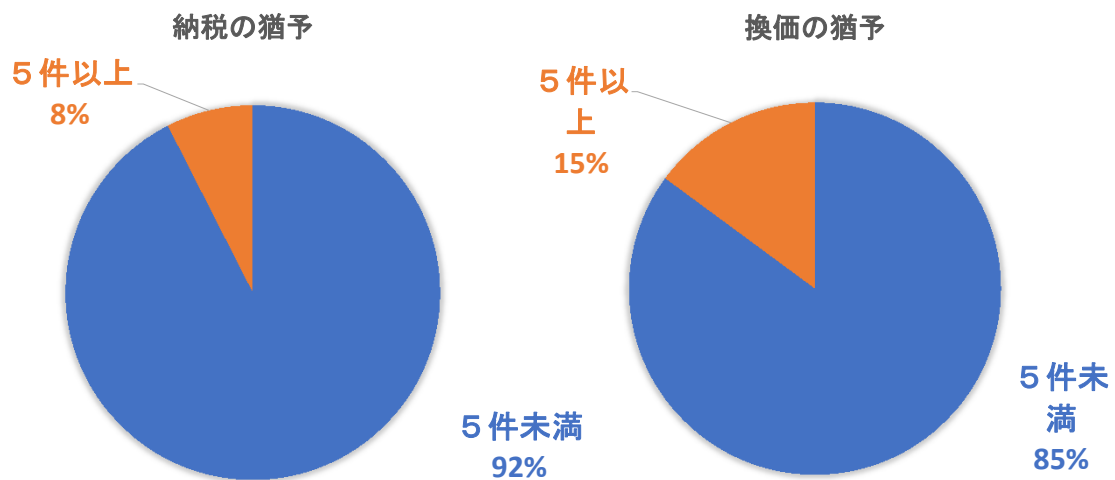
24

強制徴収と徴収緩和制度の位置づけ



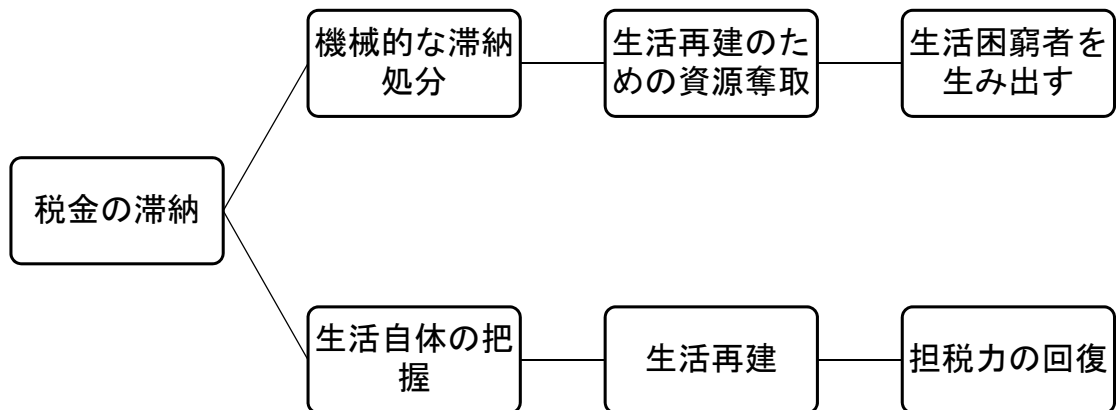
25

活用件数が過去3年で5件未満の自治体



26

生活困窮部門との連携の必要性



27

債権管理部門の提言

1. 徴収緩和制度の周知・徹底
2. 生活困窮部門と連携して生活実態を把握
3. 漏れなく徴収緩和制度を適用

28

④ 弁護士との連携

生活困窮窓口	弁護士
<p>既存の法律相談の利用</p> <p>↓</p> <p>弁護士と連携した 寄り添い支援</p>	<p>連携の担い手の育成</p> <p>↓</p> <p>生保以外の償還猶予免除 周知・活用・緩和</p>

29

提言内容

周知・活用

1. 生活保護制度
(誤解・偏見の除去)
2. 家賃減免制度
3. 徴収緩和制度

生活実態の把握

1. 困窮部門との連携
2. 制度活用の前提となる
生活困窮状態の認定

30

先進例としての野洲市の取組

「おせっかい」を合言葉にした
くらし支えあい条例

「ようこそ滞納いただきました」を合言葉にした
債権管理条例